

# 医療保険 重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。

## 契約概要

この「契約概要」は「医療保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただけますようお願い致します。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

詳細につきましては、医療保険普通約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせ下さい。

### 1. 商品の仕組み

この保険は、病気やケガにより入院された場合、入院中に手術を受けられた場合に保険金をお支払いする商品です。

### 2. 保険金をお支払いする場合

保険金の種類	支払事由	支払額
(1) 入院保険金	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院を開始した場合	入院保険金日額 × 入院日数
(2) 入院一時金	入院保険金の支払事由に該当する入院が5日以上継続した場合	入院保険金日額 × 5倍
(3) 長期入院一時金	入院保険金の支払事由に該当する入院が61日以上継続した場合	入院保険金日額 × 5倍
(4) 手術保険金	被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院中に、入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として弊社が定める手術を日本国内の病院または診療所において、受けた場合	入院保険金日額 × 10倍

### 3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の精神障害により生じた事故
- ③被保険者の泥酔状態中に生じた事故
- ④被保険者が違法な運転をしている間に生じた事故
- ⑤被保険者の薬物依存
- ⑥頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも医学的他覚所見がないもの
- ⑦被保険者の犯罪行為

### 4. 保険金の支払限度額について

この保険契約の保険金の支払限度額は、2. (1) から (4) の保険金を合算して、1 保険期間について 80 万円となります。保険金の支払限度額に達した場合、支払限度額に達することとなった保険金の支払事由の発生日の翌日から保険期間満了日までの間に保険金の支払事由が発生しても保険金は支払われません。

### 5. 特約について

この保険には、普通保険約款に付帯される特約はありません。

### 6. 保険期間について

この保険の保険期間は1年間です。保険契約が更新される場合には、保険期間満了日の60日前までに弊社より更新案内を送付します。ご契約者から保険期間満了日までに保険契約を更新しない旨の通知が無い場合には、保険契約は自動的に更新されます。

### 7. 引受条件（保険料・保険金額等）

- (1) 加入年齢  
この保険には責任開始日における年齢が満10歳から満84歳までの方が新規でご加入いただけます。また、満89歳まで契約を更新いただくことが可能です。
- (2) 保険金額  
この保険の各プランの保険金額についてはパンフレットに記載されておりますので、パンフレットをご確認ください。保険金の支払事由発生時の著しい増加により、保険料の算出の基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険金の減額を行うことがあります。
- (3) 保険料  
この保険の保険料はプラン、年齢、性別により異なります。各プランの保険料についてはパンフレットに記載されておりますので、パンフレットをご確認ください。保険金の支払事由発生時の著しい増加により、保険料の算出の基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。
- (4) 特別条件  
告知書により告知いただいた健康状態（現症、既往症等）により、特定の疾病区分（最大3種類）を一定期間（2年・5年・全期間）不担保とする特別条件を付帯して、保険契約の引き受けを行うことがあります。この場合、不担保とする疾病区分の内容を引受条件付帯通知書により、ご契約者にお知らせします。

### 8. 保険料の払込

この保険の保険料の払込方法（回数）は、月払のみとなります。この保険の保険料払込方法（経路）は、次のどちらかを選択いただけます。

- ①金融機関口座からの口座振替
- ②クレジットカードによる払い込み

### 9. 契約者配当について

この保険には、配当金はありません。

### 10. 解約返戻金について

この保険は月払商品のため、保険期間の中途において保険契約を解約した場合においても、解約返戻金はありません。

## 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださるようお願い致します。詳細につきましては、医療保険普通約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせ下さい。

### 1. クーリングオフについて

ご契約者は、保険契約の申込日または重要事項説明書（本書面）の受領日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込の撤回をすることができます。

### 2. 告知義務について

ご契約者と被保険者には、被保険者の健康状態、職業、過去の傷病歴等、弊社が質問する重要なことがらについて、事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。告知いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除され、保険金がお支払いできないことがあります。

### 3. 責任開始期について

申込締切日（毎月15日）までに、申込書類（条件が付帯された場合の条件付帯承諾書を含む）のすべてが完備し、弊社が契約のお引受けをした場合、初回保険料の払込を条件として初回保険料払込日の属する月の1日が保険責任の開始日となります。

### 4. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要」の「3. 保険金をお支払いできない主な場合」の項目をご確認ください。

### 5. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について

第2回以降の保険料および更新契約の保険料払込については、払込期月の翌月1日から末日までの猶予期間があります。払込猶予期間内に保険料が払い込まれなかった場合には、猶予期間の満了の日の翌日から保険契約は効力を失います。保険金の支払事由発生時の著しい増加により、保険料の算出の基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

### 6. 経営破綻した場合の取扱いについて

弊社が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険会社保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

### 7. 保険契約更新時における契約条件の見直しについて

弊社は、保険金支払事由発生時の著しい増加によって保険料の算出基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険契約の更新時において保険料の増額もしくは保険金の減額をおこなうことがあります。また、この保険商品が不採算となり収支の改善が見込めないときには、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

### 8. 少額短期保険業者が引き受けられることができる範囲について

弊社は保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受を行うことができます。

- ①保険期間は保険業法施行令第1条の5に定める期間（この保険の場合は1年）以内となります。
- ②保険金額は保険業法施行令第1条の6に定める金額（この保険の場合は80万円）以下となります。
- ③1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、原則として1,000万円が上限となります。
- ④1保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は100名が上限となります。

### 9. 生命保険料控除について

弊社は少額短期保険会社であるため、この保険の保険契約は法律上「生命保険料控除」の適用対象とはなりません。

「契約概要」「注意喚起情報」に関するお問い合わせ、ご相談、その他苦情等は、下記お客様サービスセンターまでご連絡ください。

エイ・ワン少額短期保険株式会社 近畿財務局長（少額短期保険）第2号  
〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル902  
お客様サービスセンター：☎0120-018-097  
e-mail：info@a1-ssi.com

取扱代理店